

公益財団法人 岸本記念奨学会選考基準

応募資格

推薦対象学部は「法学部」および「創造工学部」

下記の条件の全てに該当する者

1. 香川県内の大学及び推薦学部と同一の大学院に在学する正規の学生。
2. 原則として新3年次生とする。
但し、修学途中にて家庭の事情等により、奨学金の支給が必要となつた者も対象とすることがある。
3. 品行方正、学業成績優秀であること。
4. 経済的理由により修学が困難な者。
5. 新3年次生に進学時満35歳未満の者。

募集方法

理事会が定めた事業計画により、香川県内各大学に推薦を依頼し、各大学所定の場所に掲示する。

この掲示により応募した者のうち学校の推薦する者を応募者とする。

支給期間

奨学金を支給する期間は正規の最短終業年限とする。

推薦基準（選考基準）

1. 学 力

日本学生支援機構の学力の基準を参考とし、学長又は学部長が優秀であると判断した者。

2. 家 計

日本学生支援機構の基準額を参考とし、学長又は学部長が経済的理由により修学が困難と認めた者。

3. 他の奨学会等との関係

日本学生支援機構以外の奨学金の貸与又は給与を受けていない者。

選考方法

理事会の選考を経て、理事長が決定する。

選考は書類により審査し、必要な場合は理事会の面接による審査を行うこともある。

支給の打切り

次の各号の一つに該当すると認めたときは、在学学長又は学部長の意見を徴して奨学金の支給を打切る。

1. 応募資格に記載する奨学生としての資格を失ったとき。
2. 病気などにより修学の見込みがなくなつたとき。
3. 学業成績または操行が不良となつたとき。
4. 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
5. 本財団の名誉を傷つけたとき。

【提出書類】

1. 奨学生願書（指定様式）
2. 奨学金振込口座届（指定様式）
3. 生計維持者（原則、父母両方）の令和7年度（令和6年分）所得課税証明書（コピー可、記載省略のないもの）

【大学締切】

2026年1月23日（金）

【提出先】

学生生活支援課奨学金担当窓口